

□ 発行 / 新潟県西蒲原郡西川町役場 □ 編集 / 総務課 □ 毎月10日・25日発行

ガスホルダー 建設工事着手!!



冬期間のピーク時の原料ガス不足と増加する需要に対処するため、浄水場敷地内に、総工費約一億二千万円でガスホルダーの建設に着手しました。

容量は、一万九千八百立方メートル、現有ホルダーの約六倍で、これはピーク時の供給量の二日分位は貯蔵できるものです。建設費の大部分は起債（政府等からの借入れ）で賄うこととなります。なお、完成は十一月末の見込みです。



本号のおもな内容

- 二面 第二回定例会報告
- 三面 税のお話 国民年金保険料
- 四面 選挙啓発用マンガ募集
- 五面 郵便による不在者投票
- 六面 農業者年金法の改正
- 七面 ひろば
- 八面 西川中学校よりお知らせ
- 九面 災害復興住宅資金の借出
- 十面 お知らせ

町議会 第2回定例会報告

第二回定例会は、六月二十四日招集され、六・二六梅雨前線豪雨の影響により、会期を予定より二日間延長いたしました。提出された各議案は、いずれも原案可決、承認または同意し、同日三十日閉会しました。

●本会議のあらまし
○招集日(六月二十四日)
会議録署名議員を指名し、会期を二十八日までの五日間と決定しました。
次に、町長提出議案七案を一括上程し、町長の提案理由の説明を受けました。
つづいて、議員提出の「昭和五十三年産生産者米価等に関する意見書」を日程に追加し、直ちに議題として、提出者の説明を聞き、審議の結果、原案どおり可決しました。(出席議員二十一一人)
○第二日目(六月二十七日)
本日は、町政に対する一般質問を行う予定でしたが、六・二六梅雨前線豪雨のため、議員全員をもって構成する「水害対策調査特別委員会」を設置し、併せて閉会中継続調査を決定いたしました。
次に、本定例会の会期を二日間延長し、三十日までと決定しました。

水害対策のために、本日はこれにて会期を延会いたしました。(出席議員十八人)
○第三日目(六月二十九日)
町長提出議案(七案)の審議を行い、いずれも原案どおり可決または承認いたしました。(出席議員二十二名「全員出席」)
○第四日目(六月三十日)
町長の政治姿勢などについて一般質問が行われました。
次に、本日町長から提出された議案(三案)について、提案理由の説明を聞き、審議の結果、いずれも原案のとおり可決または同意し、閉会いたしました。

●今期定例会の議案は次のとおりです。
町長提出議案

○町長専決処分について(西川町国民健康保険条例の一部改正)(承認)
○新潟県町村人事務組合を組織する地方公共団体の数の減少および規約の変更について(原案可決)
○新潟県町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減および規約の変更について(原案可決)
○西川町福祉会館設置及び管理条例の制定について(原案可決)
○西川町公民館条例の一部改正について(原案可決)
○西川町国民健康保険条例の一部改正について(原案可決)
○昭和五十三年度西川町一般会計補正予算(第三号)(原案可決)
○昭和五十三年度西川町一般会計補正予算(第四号)(原案可決)
○西川町課設置条例の一部改正について(原案可決)
○収入役の選任について(同意) 議員提出議案

○昭和五十三年産生産者米価等に関する意見書(原案可決)
●補正予算のあらまし
このたびの補正予算は、福祉会館、浄水場、升湯小学校の合同竣工式、福祉会館の運営費、及び、当初予算で予定として計上しておりました補助事業等で、事業、事

務の性質上急務を要する経費等について補正を行いました。
補正額は二千二百三十七万二千円となり、補正後の予算総額は十七億五千七百七十五万一千円となりました。
補正された主なものは次のとおりです。
旧商工会事務所取壊し工事 八四万円
浄水場・升湯小・福祉会館竣工式関係経費 四九九万円
福祉会館運営管理関係経費 一〇九八万円
水田総合利用実施確認事務謝金 三四万円追加
六分部落開発センター建設事業補助金 三六〇万円
地方産業育成資金 県貸付金 七〇万円追加
福祉会館内の図書室受付業務委託料 四四万円
補正第四号
この補正予算は、六・二六梅雨前線豪雨の対策に要した経費の補正であり、補正額は百七十七万五千八百八十五万一千円となりました。
補正された内訳は次のとおりです。
水害防護用排水ポンプ燃料油脂費 六万六千円

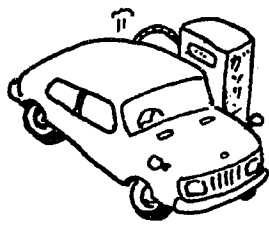
水害出動団員炊出購買 一二万六千円
水防資材費 一三〇万四千円
防疫薬劑費 一万一千円
自動車借上料 五万八千円
特殊自動車借上料 一万五千元
排水用ポンプ借上料 一三万円



毎月二回発行しています。
「広報にしかわ」についての「意見」「希望」「感想」等がありましたら「ご連絡ください」。又、町民のみなさんからの投稿や、話題の提供もおまらしています。
役場総務課 広報係

マイカーと税金

自動車をとりにくく税は...

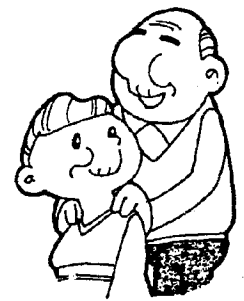


自動車や自動車用燃料には、いろいろな税金がかかっています。では、そのあらましを、
物品税...メーカーから出荷される価格に対して、普通乗用車は二〇%、小型乗用自動車は一五%となっています。
自動車重量税...例えば車検期間が二年の自家用乗用車は、自重〇・五トンごとに一万二千六百元です。
揮発油税・地方道路税...自動車用ガソリンの価格に、一リットル当り、揮発油税が三十六円五十銭、地方道路税が六円六十銭含まれています。
石油ガス税...自動車の燃料として営業車に使われているLPガスの価格に、一キログラム当り七円五十銭が含まれています。
自動車取得税...取得価額に対して、自家用自動車は五%、軽自動車は三%ですが、排出ガス規制適合車などは税率が低くなっています。
自動車税...例えば、一四〇〇CCクラスの自家用自動車では年額二万七千五百円です。

軽自動車税...例えば、自家用乗用車は年額五千九百円です。
軽油引取税...自動車の燃料である軽油の価格に、一リットル当り、十九円五十銭が含まれています。
このように、自動車をとりにくく税金は、いろいろありますが、特に自動車重量税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税、自動車取得税、軽油引取税の税収の大部分は国や地方の道路整備のために使われ、皆さんの生活に役立っています。

●この税法改正点
マイホームを売ったとき
マイホームやその敷地を売却した場合、三千万円の特別控除が認められていますが、今年から特別控除を受けられる条件の一部が改正になり、大変有利になりました。
昭和五十二年十二月までは、自分の住んでいた家を空家にした後、何にも使わずに(買家など)にした場合は認められませんが、一年以内の売却であれば特別控除が認められませんでした。
これが、今回の改正では、自分が住まなくなった年、その翌年、翌々年、翌々々年までの間に売却すれば、他人に貸すなど何に使っていても三千万円の特別控除が認められるようになりました。
ですから、昭和五十年中に自分が住まなくなった家屋やその敷地については、今年中に売却すれば三千万円の特別控除が認められることとなります。
なお、詳しいことは税務署・税務相談室にお尋ねください。
代表電話〇二五六七二二二三 五五

国民年金保険料は キチンと納めましょう!



人の一生には、たとえば、年をとると働けなくなる。また、病気や事故で障害者になれば働くことができなくなる。あるいは、一家の大黒柱を失えば収入がなくなる...というようなことが考えられます。
これらに共通していることは、みな収入を得る力がなくなった時のことです。それを個人の力で十分準備しておくことは、決して
生やさしいことではありません。このような時に、その生活の担い手となるのが国民年金です。いわば、年金は長い人生航路の船頭として重要な役目をしてくれます。
しかし、万一の場合に所得保障をしてくれるこの年金は、保険料を納め忘れにしておくと、受けられないことがあります。保険料を滞納すれば、ますます額もかさみ一段と納めにくくなります。
ですから、保険料は決められた期限までに必ずキチンと納めるように心掛けましょう。

西川町の健康優良児童



(町代表に選ばれた2人)
心も身体も健やかな児童を育てるため県教育委員会、県学校保健会、朝日新聞社の主催で健康優良児童の募集が行なわれました。募集の範囲は53年4月に小学校六学年に在籍する児童です。
西川町では、全小学校から男女各1人を選びその中から男女各1人を県へ推薦しました。
曾根小学校 山下 充 (町代表)
榎野貴子 (町代表)
鏡郷小学校 鈴木勝博
佐川小百合
升湯小学校 小沢由高
渡辺奈津子

農業者年金法が改正!!

7月1日から農年未加入者等の特例救済

昭和四十六年に農業者年金制度が発足し八年を経過しようとしておりますが、この間、五十一年からの経営移譲年金の支給も始まり、新潟県においても三、四〇〇余の人たちがこの経営移譲年金を受給されております。

しかしながら、この農業者年金制度が発足し各年度において加入促進に努めてきたところであり、現在、いまだ加入資格がありながら加入していない農業者が多数存在し、適格な経営移譲を行なってもこの経営移譲年金を受給できない



農業者年金基金

い人が相当数潜在しているものと思われず。

また、この未加入者の中には、これから加入届を出しても保険料の時効との関係で、すでに年金給付には結びつかなくなっている当然加入資格者がかなりいるものと見込まれております。

このようなことから、これら未加入者の時効完成保険料を納めることで年金受給権への道を開き、併せて農業経営の若返りをはかることから、この時効完成保険料を納付できる特例措置が講じられました。この特例納付できる方、ならびに納付期間は次のとおりであります。

- 一、特例納付対象者
 - ア、現に加入している当然加入者及び任意加入者
 - イ、現に加入していないが、前に当然加入者又は任意加入者として加入し、その後資格を喪失している者
- 二、当然加入資格者の要件
 - ア、大正五年一月以降昭和十一年三月生れの人間
 - イ、国民年金の被保険者であること
 - ウ、当然加入の資格要件をそなえた月から六十歳に達する月の前月まで一定の被保険者期間等を有すること
 - エ、五十アル以上の農地を有している経営主であること
- 三、納付対象期間
 - ア、昭和四十六年一月から昭和五十一年六月分までの被保険者期間
- 四、納付の金額及び期間
 - ア、特例納付の額は、一カ月につき三、六〇〇円
 - イ、納付できる期間は、昭和五十三年七月一日から昭和五十四年十二月三十一日まで

この特例救済についての詳しいことは、各農業協同組合、役場農業委員会におたずねください。

八月十日(木)交通安全家庭の日

いねむりわきみ運転はやめましょう

昨年は、不況脱出という経済動向を反映してか、いねむり、わきみ運転という運転者側の一方的な原因により、死亡や重傷事故が多発しました。本年も、そのおそれが十分にありまます。運転中の運転者の状態をみてみますと。

- 終日運転しているドライバーは、「魂の抜けた状態」が一時間半の間隔を置いて現われるといわれています。―長距離運転のときは一時間に一度休憩をし、身体の屈伸運動を―
- また、運転者の前方を注視して

いる時間帯は、午後二―三時ころは平均値の二〇％、午前二時―三時ころは平均値の七〇％も低下するといわれます。

―運転中、ときどき冷たい外気を足もとに流すように―

○長時間緊張し続けて運転したり、前夜夫婦ゲンカしたままだったりすると心の動揺は抑えきれず思わぬ事故を誘発します。

―助手の役目は重要でときどき話しかけ運転者の気持を和らげてやる―

ゆずりあう心で夏の交通安全夏の交通事故防止運動実施中!!

七月二十一日(金)から八月二十日(日)まで

夏期における本県の交通事故は、高温多湿という気象条件および海水浴等のレジャー、お墓参り、帰省等に伴う一般車両、公共事業増加に伴う工事用車両の増加等、運転者の疲労等の条件が重なるため例年交通事故が多発する傾向にあるので、これら事故防止のため次のことが運動重点とされています。

- (1) 自転車利用者及び夏休み中の子供の交通事故防止
- (2) 飲酒運転・過労運転等の防止
- (3) シートベルト・ヘルメット着用

の推進

LPガス事故防止について

- LPガス(液化石油ガス)は国民生活の向上とともに著しい普及をみせ、すでに公共性の高い民生エネルギーとして重要な役割を果しております。
- しかしながら、一方では、アパート・マンション等における事故の大型化がめだち、当事者だけでなく時には第三者にも被害を及ぼすことがあります。
- このような現状から、LPガスによる災害の絶滅のため、次の事柄に注意をし事故のないようにしましょう。
- ① 窓を開けて換気に注意しましょう
 - ② 点火は必ず確認し立ち消えにも注意しましょう
 - ③ 空気を正しく調節していつも青い炎で使いましょう
 - ④ ガスを使ったあとは器具せんだけでなく元せんも閉めましょう
 - ⑤ ガス器具はLPガス用の合格マークのあるものを選びましょう
 - ⑥ ゴム管は古くならないうちに置かえましょう
- 置かなさらしのためにLPガスは正しく使いましょう

みんなの街です。美しく吸いがらの投げ捨てはやめましょう。

Smokin' Clean

たばこは町内で買います。



紹介します 歌・(小さな支え)

こんな身体で なぜ生きて そんな考え やめました 手足のきかぬ 私でも 親にもらった この生命 むだにしません 神に召されて 逝くまでは

いくら叫んで みたとても ともにもとらぬ この身体

甘い恋など 夢の夢 流行歌など つぶやいて 無理にむかしを 消してます 事故をうらんで いるよりも 今日を生きてく 私です なんの希望も ないけれど 心の支え 愛の詩 こんな身体で 俸せかんじ 読んでます

十年前二十五才で交通事故のために手足がきかなくなつた女性歌手 本間英子さんの歌う歌(歌詩)です。ベッドの上で練習し、車椅子でステージにたち、みごとに重い障害をのりこえています。同じ障害者として、一人でも多くの人にこの詩を紹介したいと思ひます。

旗屋 稲葉勝露

ゆくえ不明の人を 捜す相談所開設

県警では、八月一日から一箇月間「ゆくえ不明の人を捜す運動」を進めることになり、無料の巡回相談所を八月一日新発田、八月二日三条、八月七日長岡、八月八日上越北の各警察署に開設するほか、巡回相談のない日は本部鑑識課に相談所を開設し、相談を受けることにしている。

この運動は、ゆくえ不明者の所在と身元不明死体の身元を一人でも多く確認することをはかりに行われるもので、昨年一年間県内の家出入やゆくえ不明者は、四八八人で、このうち一、三〇四人が居所がわかつたり、家に戻つたりしており、解決率は八七・九パーセント、残りの一八〇名は依然ゆくえ不明

で本年もすでに五月末現在で三八〇名(男一八一、女九九)がゆくえ不明のままとなつており、昭和四十四年以降のゆくえ不明者は三、六二七名(男一、九五五、女一、六六二)にのぼる。また、身元不明のため無縁葬地に眠る遺体は、昭和二十六年以降五月末現在県内で三七六体(男二七八、女九八)全国では二六〇五〇体(男二、五六〇、女四、四九〇)もある。これらの無縁体は、病氣、ノイローゼなどを苦に家出後自殺した人が多く、家族などの協力があれば顔写真、人相、身体特徴、着衣、所持品、歯牙の形状、血液型などにより身元がわかると思われるものも多くあり、県警ではゆくえ不明者家族の積極的な相談を呼びかけている。

12・3ちゃん

二歳六ヶ月ですが、近所に友達がいなくて保育園へ入れました。行ってしまえば喜んで遊んでいるのですが家を出るときは泣いて泣きます。まだ、早すぎるのでしょうか。

ひとりっ子、近所に友だちがいな場合などは、むしろ保育園に入れた方がよいともいわれています。しかし、まだ親の愛情のほしいときですから、母親がわりになる保母さんとなじむあいだは、別れがつらくていやがるのです。保育園では喜んで遊んでいるので心配ありません。送り迎えを優しく、また、園内のできごとを楽しく聞いてやっつけてください。社会性を身につけていくために、そろそろ友達遊びが必要となります。子どもの涙に負けないで順応するように勇気づけてあげましょう。

一わたしの作品—
おまつり



曾根小学校3年
池田淳子さん



【評】

校祖祭でお宮へお参りに
行ったことがよくかけてま
す。
また、おまつりというこ
とがわかるようによく工夫
してかいてあります。

指導 草野 菊男先生

精神衛生相談の
お知らせ

●とき 8月7日(月)午後一時より
西川荘(当日西川荘は休みですので、お気軽におで
かけください) ●相談医 佐瀧荘 小串先生
個人の秘密は厳守致します。
精神衛生とは、精神病にかかっていることをい
うのではなく、心の健康を保つことをいいます。
精神が健康でなければ、家庭生活や社会生活を円
満に営むことができません。身体の健康だけでな
く、精神(心)の健康にも務めましょう。
次のような症状がありましたら、お気軽に相談
においでください。

●子供の場合
指しゃぶり、爪かみ、目をパチパチしたり首を
ふる、夜尿、尿の回数が多い、内気、無口、おち
つきがない、わがまま、かんしゃく、どもり、乱
暴、うそつき、ぬすみ、夜泣き、失神、びきつけ
眠らない、登校拒否、家出、性的非行、知恵おく
れなど。
●おとなの場合
いらいらする、疲れやすい、おちつかない、気
分が沈む、意欲減退、死にたい、気分が朗かすぎ
る、不安や恐怖心が強い、頭が重い、浪費ぐせ、
眠れない、食欲がない、乱暴、放浪など
●お願い
時間の関係上、おいでになりたいかは八月五日ま
でに保険衛生課の保健婦までお申し込みください。

お知らせ

ねんきん

7月中に...

○60歳になる人(大正7年7月
2日~大正7年8月1日生まれ)
は、保険料を納め終わりました。
老齢年金は、原則として65歳
から請求することになりますが
60歳以上で希望すれば年齢を繰
り上げて請求することができます。
この場合、年金額が希望す
る年齢によって次の表のとおり
減額されます。

●減額率

希望する年齢	減額率
60歳以上61歳未満	0.42
61歳〃62歳〃	0.35
62歳〃63歳〃	0.28
63歳〃64歳〃	0.20
64歳〃65歳〃	0.11

○70歳になる人(明治41年7月
2日~明治41年8月1日生まれ)
は、老齢福祉年金を請求しまし
ょう。ただし、5年年金をもら
っている人は請求できません。

◎7月~8月の衛生行事◎

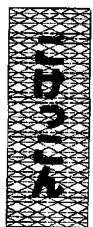
月日(曜)	種 目	対 象	場 所	時 間	備 考
7月 26日(水)	1歳6ヶ月児検診	S.51年10.11月生まれ及び S.52年1.2月生まれ	夜場	升湯1:30~2:00 野郷2:00~2:30 宮根2:30~3:00	母子手帳持参
28日(金)	乳児産婦健康相談 乳児検診	S.53年5月生まれ S.52年8月生まれ及び S.53年1月生まれ	夜場	午前 9:30~11:00 升湯1:30~2:00 野郷2:00~2:30 宮根2:30~3:00	母子手帳持参
8月 4日(金)	離乳食指導会	S.53年2.3.4.5月生まれ	分館	午後 1:30~3:00	母子手帳持参

氏名 生 日 保 護 者 部 落
清水 真人 % 眞澄
清水 孝子 % 眞澄
清水 朋美 % 眞澄
大山 妙枝子 % 強
瀬戸 妙枝子 % 清
須佐 綾 % 昭
須佐 綾 % 昭
小林 鋼太 % 重
樋口 一廣 % 重
良 衛 昭
下 川 東 押
組 西 町 付
新 栄 町 新 栄 町

町民のうごき



氏名 年 齢 生 日 保 護 者 部 落
佐藤 千代 55 % 三 郎 榎 島
小林 藤一 74 % 本 人 新 川
赤川 健吉 71 % 本 人 大 関
本間 ハナ 59 % 長次郎 見 帯



氏名(旧氏名) 世帯主 部 落
渡邊 秀雄 渡邊 秀雄 学 校 町
(松田)シズエ

おわびと
訂正

○七月十日号の広報でゴミ収集日
の記入もれがありましたので、次
のとおりお知らせします。

毎週月
木曜日
平野、榎島、西沢上

下 山、川 崎、中 島

○七月十日号の広報のわたしの作
品中、「指導田村修先生」とあ
りました。田中修先生の誤りで
した。

おわびして訂正します。